報道資料

令和７年２月５日
内閣官房　内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

サイバーセキュリティ戦略本部第 42 回会合の開催について

サイバーセキュリティ戦略本部（本部長：内閣官房長官）の第 42 回会合が開催されたところ、その概要は以下のとおり。

１．サイバー空間を巡る脅威に対応するため喫緊に取り組むべき事項について（討議）

社会全体への DX の浸透や、AI・量子技術等の進展により、急速に変化するサイバー空間を巡るリスクに対応するため、現行制度下において喫緊に取り組むべき事項について討議が行われた。

２．「サイバーセキュリティ基本法第13条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」等の一部改正について（決定）

令和７年４月１日付で設立予定の「国立健康危機管理研究機構」（特殊法人）を、同日付でサイバーセキュリティ基本法第13条に基づき指定することとし、あわせて同法第33条に基づく指定を行うことが決定された。

３．「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」について（報告）

「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」（令和６年 11 月 29 日 サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議）について報告した。

４．2025年「サイバーセキュリティ月間」について（報告）

「サイバーセキュリティ月間」（２月１日～３月18日）について、今年は「家庭や職場で話し合い、見直したいセキュリティ対策」をテーマに、産学官民で連携し、集中的に普及啓発活動を展開することを報告した。

※　本日の会議資料は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの Web サイトで公表する。
（https://www.nisc.go.jp/council/cs/index.html#cs42）